

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- 第41条
  - ・特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅以外
  - 新築されたもの
  - 建築後使用されたことのないもの
  - ・特定認定長期優良住宅
  - 新築されたもの
  - 建築後使用されたことのないもの
  - ・認定低炭素住宅
  - 新築されたもの
  - 建築後使用されたことのないもの
- 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

新築  
 取得

がこの規定に

該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

都留市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

( )

所在地	都留市		
建築年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
床面積	m <sup>2</sup>	構造	造
取得の原因 (移転登記の場合)	<input type="checkbox"/> 売 買		<input type="checkbox"/> 競 落
区分建築の耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火 <input type="checkbox"/> 低層集合住宅	申請者の居住	<input type="checkbox"/> 入居済 <input type="checkbox"/> 入居予定
備 考			

## <必要書類>

- 1.住宅用家屋証明書用紙 1部
- 2.次のいずれかのコピー 1部
  - ・建築確認済証及び完成検査済証 ・建物の表示登記済証 ・建物の全部事項証明または要約書
  - ・区分所有建物の場合は、建物の登記申請書と登記完了証
- 3.現住所の住民票(コピー可)
- 4.建売住宅または共同住宅等の場合は、所有権移転年月日がわかる売買契約書、売渡証書、代金納付期限通知書または譲渡証明書のコピー
- 5.所有権移転登記予定または新築後1年以上経過した場合は、家屋未使用証明書(原本)
- 6.併用住宅等の場合は、住居の割合90%以上がわかるもの(法務局発行の建築価格調査書等)のコピー
- 7.長期優良住宅の場合は、認定通知書(コピー可)

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- 第41条
  - ・特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅以外
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
  - ・特定認定長期優良住宅
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
  - ・認定低炭素住宅
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
- 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当することを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
所在地	都留市
取得の原因 (移転登記の場合)	<input type="checkbox"/> 売 買 <input type="checkbox"/> 競 落
建築年月日	年    月    日
取得年月日	年    月    日

年    月    日

都留市長 堀内 富久